

# ふるさと納税（寄付）に係る個人住民税の寄附金税額控除

ふるさと納税（寄附）とは……

「ふるさと納税」とは、ふるさと（自分が貢献したいと思う都道府県・市区町村）への寄附金のことです。個人が2,000円を超える寄附を行ったときに、住民税と所得税から一定の控除を受けることができます。

寄附先の“ふるさと”に定義はなく、出身地以外でも「お世話になったふるさと」や「これから応援したいふるさと」など、各自が想う“ふるさと”を自由に選ぶことができます。

## 住民税寄附金税額控除の計算式

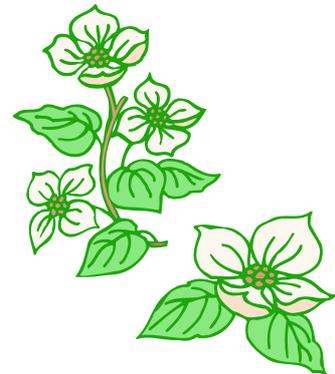
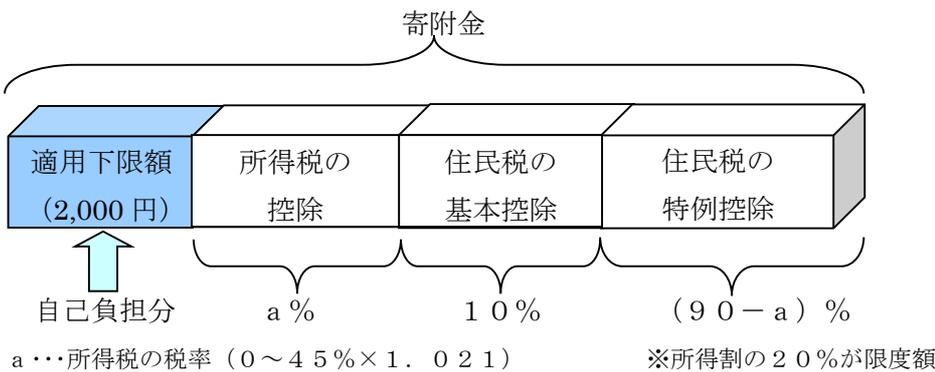
控除額＝「基本控除」＋「特例控除」

「基本控除」＝（寄附金額（※1）－2,000円）×10%

「特例控除（※2）」＝（寄附金額（※1）－2,000円）×（90%－所得税率（0～4.5%）×1.021）

※1 総所得金額等の30%が限度額

※2 住民税所得割額の20%が限度額



## ◎モデルケース

給与収入600万円（所得税及び復興特別所得税の限界税率10%）、夫婦と子ども2人の家族のAさんが、〇〇県に30,000円寄附すると……

適用下限額 (2,000円)	所得税の控除 2,859円	住民税の控除 25,141円
-------------------	------------------	-------------------

所得税と住民税合わせて  
28,000円  
が控除されます！！

詳しい内容や手続については、市役所税務課までお問い合わせください。

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地  
恵庭市役所総務部財務室 税務課市民税担当  
TEL 0123-33-3131（内線1414、1415）